

I 第2期山形県スポーツ推進計画の策定

- 1 計画策定の趣旨** 令和6年度までを計画期間とする山形県スポーツ推進計画（「平成25年3月策定『山形県スポーツ推進計画』及び平成30年6月策定『山形県スポーツ推進計画<後期改定計画>』」をいう。）に基づくこれまでの取り組みの成果や課題、この間のスポーツをめぐる状況の変化等を踏まえ、今後の本県におけるスポーツの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、新たに「第2期山形県スポーツ推進計画」を策定するもの
- 2 計画の位置付け** スポーツ基本法第10条に規定する地方スポーツ計画及び山形県スポーツ推進条例第8条の規定によるスポーツ推進計画
- 3 計画の期間** 令和7年度から令和11年度まで（5年間）

II スポーツをめぐる状況等

1 社会状況の変化

(1) 人口減少と少子高齢化の進行

- ・ 日本の総人口は、平成20年をピークに減少局面に入り、令和5年度の小学校児童数及び中学校生徒数が過去最少となるなど少子化が進行している。
- ・ 令和5年度の日本の高齢化率（65歳以上人口割合）は29.1%となっており、今後も更なる上昇が見込まれている。一方で、高齢者雇用安定法の改正（70歳までの就業確保の努力義務化（R3～））など、「人生100年時代」を迎える中、高齢者が活躍できる環境整備が進んでいる。
- ・ 今後も、より地方において人口減少や少子高齢化が進み、スポーツに参画する者や担い手の不足など、スポーツ・運動環境の維持が困難になると見込まれている。

(2) デジタル技術の発展と活用

- ・ これまでにないスピードで、AIやビックデータ、IoT、VR（仮想現実）・AR（拡張現実）などの技術革新が進展しており、これらの活用により、新たなスポーツの発展、楽しみ方等が広がっている。

(3) ウェルビーイングの実現

- ・ 近年、「ウェルビーイング」※という新たな価値観が注目されている。適度なスポーツは身体的にも精神的にも人々によい影響をもたらすものであり、ウェルビーイングの実現に役立つものと考えられている。

※ ウェルビーイング：身体的・精神的・社会的に良い状態であることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念（文部科学省「第4期教育振興基本計画」（計画期間：R5～R9）から）

(4) スポーツの価値の再確認

- ・ 新型コロナが5類感染症に移行し、スポーツ活動が活発に行われるようになったことにより、改めてスポーツが我々の生活や社会に与える重要な価値（例えば、健康増進やストレス解消、人々の交流拡大など）が再確認された。

(5) 働き方・ライフスタイルの変化

- ・ 労働時間の短縮や労働生産性向上等を目指す「働き方改革」の提唱や、デジタル技術の発展等によるライフスタイルの変化により、「物の豊かさ」よりも「心の豊かさやゆとりある生活」を重視する人の増加など、人々の求める豊かさが多様化している。

(6) ジェンダー平等の実現などSDGsの推進、多様性の尊重

- ・ オリンピック・パラリンピックにおける女性の参加割合や男女混合競技の増加や障がいの有無、年齢などに関わらず楽しめるスポーツ「ボッチャ」の普及など、スポーツにおけるジェンダー平等などのSDGsの推進、多様性の尊重が進んでいる。

2 政府等の動向

(1) スポーツ庁の発足（平成27年10月）

- ・ スポーツを通じて「国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む」ことができる社会の実現を目指す「スポーツ基本法」の理念の実現に向け、スポーツに関連する施策を総合的に推進するため、平成27年10月にスポーツ庁が創設された。

(2) 第2期スポーツ基本計画の策定（平成29年3月）

- ・ スポーツ基本法に基づき、スポーツに関する施策の推進を図るための重要な指針として位置づけられる第2期スポーツ基本計画（計画期間：H29～R3）が策定された。
- ・ ①スポーツで「人生」が変わる！②スポーツで「社会」を変える！③スポーツで「世界」とつながる！④スポーツで「未来」を創る！を中長期的なスポーツ政策の基本方針とし、今後5年間で「スポーツを『する』『みる』『ささえる』スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実」等に取り組むとしている。

(3) 東京2020オリンピック・パラリンピックの開催（令和3年7月～9月）

- ・ 新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、史上初めて開催が1年延期され、オリンピックは令和3年7月23日から8月8日まで、パラリンピックは同年8月24日から9月5日まで、それぞれ開催された。
- ・ メダル獲得数は、オリンピックが、金メダル27個を含む過去最多となる計58個、パラリンピックが、金メダル13個を含む過去2番目となる計51個となった。
- ・ 57年ぶりとなる日本での夏季五輪であり、「全員が自己ベスト」「多様性と調和」「未来への継承」を3つの基本コンセプトとし、大会スタッフやボランティアなどとして多くの国民が参加した。

(4) 第3期スポーツ基本計画の策定（令和4年3月）

- ・ スポーツ基本法に基づき、スポーツに関する施策の推進を図るための重要な指針として位置づけられる第3期スポーツ基本計画（計画期間：R4～R8）が策定された。
- ・ ①スポーツを「つくる／はぐくむ」、②「あつまり」、スポーツを「ともに」行い、「つながり」を感じる、③スポーツに「誰もがアクセス」できる、という3つの「新たな視点」を基軸とし、今後5年間で「多様な主体におけるスポーツの機会創出」「スポーツによる健康増進」「スポーツによる共生社会の実現」など12の施策に総合的かつ計画的に取り組んでいくとしている。

(5) パリ2024オリンピック・パラリンピックの開催（令和6年7月～9月）

- ・ オリンピックは令和6年7月26日から8月11日まで、パラリンピックは同年8月28日から9月8日まで、それぞれ開催された。
- ・ メダル獲得数は、オリンピックが、金メダル20個を含む海外大会過去最多となる計45個、パラリンピックが、金メダル14個を含む計41個となった。

3 本県の動き

(1) 山形県スポーツ推進条例の制定（平成31年3月）

- ・ スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、県民の心身の健康増進及び健康寿命の延伸を図り、健康で豊かな県民生活と活力ある地域社会を実現することを旨とし、山形県スポーツ推進条例を制定した。

(2) 山形県スポーツコミッションの設立（平成30年10月）

- ・ 国内外からのスポーツ大会、合宿等の誘致や受入支援、スポーツ・観光資源に関する情報発信等を行うとともに、スポーツツーリズムなどスポーツを核にした交流による地域活性化を図ること等を目的とした山形県スポーツコミッションが設立された。

(3) 東京2020オリンピック・パラリンピックに係る取組み

- ・ 県内18市町村を繋いで、令和3年6月6日～7日に、東京2020聖火リレーを行い、ゴール地点では聖火の到着を祝うセレブレーションを実施した。また、同年8月12日～16日に行ったパラリンピック聖火フェスティバルでは、各市町村で伝統や文化、産業をPRする独自の手法で採火を実施するなどの取組みを行った。
- ・ 県と14市町が計15か国・地域のホストタウンに登録され、新型コロナの影響により事前合宿の中止などがあったが、一部自治体では現在でも交流が続いている。

(4) 「やまがた雪未来国スポ」の開催（令和6年2月）

- ・ 第78回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会「やまがた雪未来国スポ」が、令和6年2月に本県で開催され、20年ぶりにスキー競技で天皇杯順位第4位となった。
- ・ 本大会は記録的な暖冬の影響で深刻な雪不足となり、アルペン競技では、大会関係者をはじめ多くの方からの献身的なコース整備等により大会開催に至った。

(5) 部活動改革の推進

- ・ 「生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境の構築」と「教員の働き方改革の推進」の両立に向けて、「山形県における部活動改革のガイドライン」（R5.3）を策定し、中学校の休日の部活動を段階的に地域のクラブ活動に移行（R5～R7：部活動改革推進期間）する取組み等を進めている。

(6) 国際大会等における本県出身選手の活躍や県内プロスポーツチームの盛り上がり

- ・ 本県出身選手のオリンピック、パラリンピックを始めとした国際大会等での活躍は県民に元気と勇気を与えた。
- ・ 県内におけるプロスポーツチーム（サッカー、バスケットボール、バレーボール）それぞれが、地元根付くとともに、地域の絆や誇りを育み、地域の活性化につながっている。

(7) 県の組織改編（令和6年4月）

- ・ 令和6年度の組織改編において、観光や地域活性化などの視点を加えた総合的なスポーツ振興施策を推進する等のため、スポーツに関する業務（学校体育を除く）を教育局から観光文化スポーツ部へ移管した。

Ⅲ 令和5年度スポーツ推進審議会における委員の主な発言

- スポーツにおける「ウェルビーイング」の視点についても触れることを検討してほしい。
- スポーツは健康ともつながりが深いので、健康施策との部局横断的な取組みが推進されることを期待している。
- 子どものスポーツ実施率の低下が心配である。
- 部活動改革は、学校だけでなく地域全体で子どもたちのスポーツ活動、地域活動を支えていく必要がある。
- 国体の天皇杯順位が低迷しているため、これまでの取組みを検証し、具体的な対応策を考える必要があるのではないか。
- 年齢や性別、障がいの有無に関わらず、誰もが一緒に参加できるスポーツ活動を推進する必要がある。
- 今後も企業等と連携し、スポーツによる地域活性化を図る必要がある。

Ⅳ 現状と課題及びスポーツ推進計画の方向性

1 誰もがスポーツを楽しめる機会創出、環境整備の必要性

- ・ 人生100年時代の到来により、健康増進のためのスポーツ活動の重要性が増大
- ・ 生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営めるように、全ての人々がスポーツにアクセスできる社会の実現が必要
- ・ スポーツを行っている人々について、更なる実施頻度の向上を目指し、ライフステージに応じたスポーツ活動等の促進が必要

➡ 【基本方針1：生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現】

2 子どもを取り巻くスポーツ環境の変化

- ・ 少子化の進展や、部活動の段階的な地域移行等に伴い、子どもを取り巻くスポーツ環境が大きく変化
- ・ 生涯にわたりスポーツ活動に取り組むには、幼児期から運動に親しむことが重要
- ・ 子どもにとってスポーツは、生涯にわたってたくましく生きるための健康や体力の基礎を培うために必要
- ・ 学校、家庭、地域の連携により、スポーツの楽しさや意義・価値を実感することができる環境の整備を図るとともに、子どもの体力の一層の向上を推進することが必要
- ・ 運動習慣が身に付いていない子どもに対する支援の充実等を引き続き図ることも必要

➡ 【基本方針2：子どものスポーツ機会の充実と体力の向上】

3 全国大会や国際大会における山形県選手の更なる活躍の促進

- ・ 本県の選手が全国や世界の檜舞台で活躍することは、県民に明るい話題を提供するとともに、活力ある県勢発展に大きく寄与
- ・ 近年の国スポ等における結果を踏まえ、各種全国大会に向けた年次的な強化策を展開し、総合的かつ安定的な強化基盤を確立していくことが必要
- ・ 全国や世界の檜舞台で活躍できるトップアスリートを発掘・育成・強化するため、スポーツ団体や地域等との連携により、ジュニア期からトップレベルに至る体系的かつ戦略的な支援が必要
- ・ 競技力向上を図るため、次代を担う新たな指導者を計画的に養成・確保するなど、人材の養成を図ることが必要

➡ 【基本方針3：国内外で活躍できるアスリートの育成等と競技力の向上】

4 活力ある地域社会の実現に向けたスポーツの推進

- ・ 年齢、性別、障がいの有無を問わず、県民誰もが、興味・関心・適性等に応じて日常的にスポーツに親しめる環境の整備が必要
- ・ 少子高齢化を伴う人口減少が進む中、スポーツを通じた交流人口の拡大やプロスポーツチームとの連携等による地域活性化の取組みの推進が必要
- ・ 本県のスポーツ活動を通して、豊かな自然環境や観光資源など、本県の魅力を県内外に発信していくことが必要

➡ 【基本方針4：スポーツによる共生社会の実現と地域活性化の推進】